七	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合（以下この項において「特定割合」という。）未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。）	特定国有企業等	対象業種	財務大臣が指定する様式
八	令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十一
九	法第二十六条第二項第二号に規定する会社の株式又は持分の譲渡	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十二
十	法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十六
十一	法第二十六条第二項第八号に規定する事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十六の二
十二	令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七
十三	令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の二
十四	令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の三
十五	令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十七の四
十六	法第二十六条第三項に規定する特定取得	外国投資家	第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種であつて、第四条の三第一項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種	別紙様式第十一の二

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（次条及び附則第六条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月八日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令（以下「新命令」という。）第三条第二項及び第四項、第四条第一項及び第三項、第六条の二並びに第七条第一項から第四項までの規定は、この命令の施行の日（附則第五条において「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う改正法による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下この条及び次条において「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下この条において「対内直接投資等」という。）若しくは特定組合等（新法第二十六条第一項第四号に規定する「特定組合等」をいう。以下この条及び次条において同じ。）が行う新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの（以下この条において「対内直接投資等に相当するもの」という。）又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下この条及び次条において「特定取得」という。）若しくは特定組合等が行う特定取得に相当するもの（以下この条において「特定取得に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行った対内直接投資等若しくは対内直接投資等に相当するもの又は特定取得若しくは特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。ただし、提出すべき通数については、新命令の定めるところによる。

第三条　新法第二十六条第一項第四号に規定する組合等（特定組合等を除く。以下この条において同じ。）の組合員（同号に規定する特定組合類似団体にあっては、その構成員。以下この条において同じ。）が、改正法による改正前の外国為替及び外国貿易法（以下この条において「旧法」という。）第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定によりした届出に係る組合等が行う旧法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員が行った旧法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第六号若しくは対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令（附則第五条において「改正令」という。）による改正前の対内直接投資等に関する政令第二条第九項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為又は旧法第二十八条第一項に規定する特定取得に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員が行った特定取得については、前条の規定にかかわらず、改正前の対内直接投資等に関する命令（次条及び附則第五条において「旧命令」という。）第七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告書の提出を要しない。